

県では、今回、2019年度から2030年度までを計画期間とする新たな基本構想を策定しました。

この基本構想は、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に、SDGs（持続可能な開発目標として国連サミットで採択された取り組むべき17の目標）の特徴を生かし、人・経済・社会・環境の4つの視点から、自分らしい未来を描ける生き方と、その土台となる持続可能な滋賀をつくることとしています。

視点の1つである「人」における生涯を通じた「からだところの健康」については、①生涯を通じた健康づくりと健康管理による予防②生まれてから人生の最終段階まで切れ目のない適切な医療福祉サービスの提供③誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくり④社会全体で子どもを育む環境の整備の観点から施策を推進していきます。

先般、本県は全国トップクラスの健康長寿県であると発表されたところであり、今後も、バランスの取れた食事やスポーツ・運動の習慣、文化芸術活動、生涯学習などの社会活動、さらに、農業、産業など多くの側面で、健やかな生活が送れ、住民主体の地域づくりを推進し持続可能な社会づくりを担う人材育成推進などの施策展開が図られることとなります。

東近江地域では、これまで平成24年3月に策定した「東近江圏域医療福祉ビジョン」に基づき、医療・療養体制の構想を目指して検討を進めてきたところです。各市町と協議を行い具体的な支援計画を作成し実践評価するなど、課題解決に向け取り組むとともに医療機関、関係機関との連携強化を図り、日常での療養支援や入退院支援など切れ目のないサービスを提供できるよう支援に努めております。あわせて、健診・医療・食生活など健康に関して蓄積されたデータを分析し、介護予防や疾病予防などに活用することで健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進に繋げているところです。

また、急性期においては疾患ごとの医療機関を拡充させ、慢性期は他圏域からの流出入の変化や地域包括ケアの構築状況を踏まえて病床を確保・維持するなど、平成28年3月に策定した地域医療構想に基づき、誰ひとり取り残さない社会の実現を見据え、医療提供体制の分化と連携とともに地域包括ケアの取組を促進しています。

当事務所では、このような地域課題をはじめ、感染症・食中毒等の健康危機事例発生への対応など、地域の健康福祉推進の拠点ならびに健康危機管理の拠点として、住民の皆様や関係機関の皆様の期待に応えられるよう、一同尽力していきたいと考えております。

今般、平成29年度の東近江圏域の医療福祉の状況および当事務所の事業実績を「事業年報」として取りまとめました。関係の皆様にご活用いただき、より良い医療福祉のサービスや事業の推進にお役立ていただければ幸いです。

平成31年（2019年）4月

滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）

所長 寺尾 敦史